

現行				改正案				備考
<u>人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に基づく審査基準・標準処理期間</u> 令和元年 8 月 1 日 改訂第 1 版 内閣府宇宙開発戦略推進事務局				<u>宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律に基づく審査基準・標準処理期間</u> 令和 9 年●月●日 改訂第 2 版 内閣府宇宙開発戦略推進事務局				宇宙活動法の名称の変更に伴うもの
<u>人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律</u> （平成 2 8 年法律第 7 6 号）に基づく <u>人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理の許可等</u> に係る行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準、同法第 6 条の規定による標準処理期間は、別表のとおりとする。 この審査基準において使用する用語は、 <u>人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律</u> （以下「法」という。）並びに同法施行規則（平成 2 9 年内閣府令第 5 0 号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。				宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律（平成 28 年法律第 76 号）に基づく宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理の許可等に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準、同法第 6 条の規定による標準処理期間は、別表のとおりとする。 この審査基準・標準処理期間において使用する用語は、 <u>宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律</u> （以下「法」という。）及び同法施行規則（平成 29 年内閣府令第 50 号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。 <u>一 落下予想区域</u> 宇宙ロケットの燃え殻やフェアリング等、正常飛行時に宇宙ロケットから分離投下される物体の落下が予想される区域 <u>二 落下予測域</u> 宇宙ロケットの機体やその破片等の落下など、異常時を含む宇宙ロケットの飛行に伴う危害が及ぶ範囲 <u>三 軌道投入段</u> 宇宙ロケットを構成する各段のうち地球を回る軌道若しくはその外に投入され、又は地球以外の天体上に配置される段 <u>四 ハザード解析</u> 宇宙ロケットの打上げに関連するシステム及びその運用において、公共の安全の確保に支障を及ぼす要因（潜在的なものを含む。）を識別した上で、その重大度及びその発生確率を体系的かつ理論的に評価すること 附 則（初版） この規程は、法の施行の日から施行する。 附 則（改訂第 1 版） この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。				宇宙活動法の名称の変更に伴うもの
〔 <u>人工衛星等の打上げ</u> に係る許可関係〕				〔 <u>宇宙ロケットの打上げ</u> に係る許可関係〕				宇宙活動法の変更に伴うもの
項目	条項	審査基準	標準処理期間	項目	条項	審査基準	標準処理期間	
<u>人工衛星等の打上げ</u> に係る許可	法第 4 条第 1 項	（新設）	型式認定を受けている場合：	<u>宇宙ロケットの打上げ</u> に係る許可	法第 4 条第 1 項	法第 6 条第 1 号 宇宙ロケットの打上げの目的 ・ <u>宇宙ロケットの打上げの目的が、基本理念（宇宙基本法第 2 条から第 7 条まで）に則したものであること。</u> ・ <u>宇宙ロケットの打上げの目的が、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施並びに公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものであるこ</u>	<u>申請書に設計確認番号を記載した</u>	

								以外の天体に達することができるものであること。 ・<u>宇宙ロケットに人工衛星等を搭載した上で分離する場合には、宇宙ロケットの飛行能力が、予定の軌道に人工衛星等を投入できるものであること。</u> ・<u>宇宙ロケットに人工衛星等が搭載される場合には、宇宙ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する機能を構成する飛行中断システムが、搭載される人工衛星等によって重大な支障を生じないこと。</u> ・<u>宇宙ロケットに人工衛星等が搭載される場合には、その据付けの位置、宇宙ロケットとの連結の方法その他の搭載の方法が宇宙ロケットの耐性又は人工衛星等の耐性に重大な支障を生じないこと。</u> <u>3</u> 落下限界線の設定 ・安全の確保のために設定する<u>宇宙ロケットの飛行を中断した場合に危害を及ぼしてはならない限度を示す線</u>（以下「落下限界線」という。）を定めること。 <u>4</u> 飛行安全管制の実施 ・<u>宇宙ロケットが故障した場合の落下物に対する安全を確保するため、飛行中の状態監視を行い、必要な場合には飛行の中断を安全に行うことができるよう措置を講ずること。</u> <u>5</u> 飛行中断の実施 ・次のいずれかの場合に該当するとき、<u>宇宙ロケットの飛行を中断すること。</u> ① <u>宇宙ロケット</u>及びその破片の落下予測域が落下限界線と接触するとき。ただし、予定飛行範囲を飛行する当該宇宙ロケットの落下予測域が落下限界線を通過するときであって、その直前までの飛行状況を十分監視して正常な飛行である場合は、この限りではない。 ② <u>宇宙ロケットの落下予測域の監視が不可能となり、当該宇宙ロケット及びその破片の落下予測域が落下限界線と接触するおそれがあるとき。</u> ③ <u>宇宙ロケットの飛行中断機能が喪失する可能性が生じ、かつ、当該宇宙ロケット及びその破片の落下予測域が落下限界線と接触するおそれがあるとき。</u>		
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

			<u>1 保安及びセキュリティ対策</u> ・<u>人工衛星等の打上げ</u>（以下単に「打上げ」という。）に際し、その整備作業段階から打上げ終了までの間、適切な保安及びセキュリティ対策を講ずること。 <u>2 防災計画の策定等</u> ・打上げ施設における災害防止のための防災計画を策定し、<u>災害防止のための必要な設備や取扱いの安全を図るために関連法令を遵守</u>すること。 ・火災やガスの検知、防犯警報等の情報を集中して常時状態を把握するとともに、防火、消防、防護設備については、危険作業の実施に先立ち十分な点検を行うこと。 <u>3 推進薬等の取扱いに係る安全対策</u> ・打上げ施設における推進薬等（火薬類、高圧ガス及び危険物等）の取扱いの安全を確保するため、<u>関連法令等を踏まえた対策等を定める</u>こと。 <u>4 落下予想区域等を考慮した飛行経路の設定</u> ・<u>人工衛星の打上げ用ロケット</u>（以下単に「ロケット」という。）の燃え殻等、正常飛行時に<u>ロケット</u>から分離投下される物体について、落下予想区域が可能な限り陸地及びその周辺海域にないこと。				④ <u>飛行安全管理期間中に有用なミッションを達成できないことが明らかに判断できる場合であつて、飛行安全管理が実施できないエリアのリスクが増大する恐れがあるとき。</u> ⑤ その他、<u>宇宙ロケット</u>の推力飛行の続行により安全確保上支障が生じるおそれがあると判断されるとき。 ・<u>飛行計画の成立上、やむを得ない場合において、ロケットの飛行中断により安全を確保することができない飛行フェーズにおいては、他の手段にて他の飛行フェーズと同等の安全性を確保すること。</u> ・<u>飛行中断を実施した場合は、航空交通管制機関その他の関係機関に速やかに連絡すること。</u> <u>6 保安及びセキュリティ対策</u> ・<u>宇宙ロケットの打上げ</u>（以下単に「打上げ」という。）に際し、その打上げ作業期間中から打上げ終了までの間、適切な保安及びセキュリティ対策を講ずること。 <u>7 防災計画の策定等</u> ・打上げ施設における災害防止のための防災計画を策定<u>する</u>こと。 ・火災やガスの検知、防犯警報等の情報を集中して常時状態を把握するとともに、防火、消防、防護設備については、危険作業の実施に先立ち十分な点検を行うこと。 <u>8 推進薬等の取扱いに係る安全対策</u> ・打上げ施設における推進薬等（火薬類、高圧ガス及び危険物等）の取扱いの安全を確保するため、対策等を定めること。 <u>9 落下予想区域等を考慮した飛行経路の設定</u> ・<u>宇宙ロケット</u>の燃え殻等、正常飛行時に<u>宇宙ロケット</u>から分離投下される物体について、落下予想区域が可能な限り陸地及びその周辺海域にないこと。 ・落下予想区域は<u>可能な限り外国の領土・領海に干渉し</u>		
--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

		- 落下予想区域は外国の領土・領海に干渉しないこと。干渉が予想される場合には、当該国の合意を得ること。 - 推力飛行中の<u>ロケット</u>が突然推力停止の状態に陥った場合に予測される落下点の軌跡（落下予測点軌跡）の分散域については、人口稠密地域から可能な限り離れて通過するよう飛行経路を設定するとともに、異常事態が発生した場合においても、飛行経路及び打上げ施設の周辺に対するリスクが国際標準又は各国宇宙機関等が定める基準の水準と同等以下となるよう、必要な対策を講ずること。 <u>5</u> 適切な落下限界線の設定 - 安全の確保のため、<u>ロケット</u>の飛行を中断した場合に危害を及ぼしてはならない限度を示す線（落下限界線）を定めること。 <u>6</u> 警戒区域の設定及び<u>第三者</u>の進入防止体制の構築 - 打上げに係る作業期間中の各段階に応じて、打上げ施設の周辺の状況を踏まえて警戒区域を設定し、<u>関係者以外</u>の立入規制を行うこと。 （１）整備作業期間における警戒区域 <u>ロケット</u>組立時等の各段階について、事故等の影響を最小限にするため、警戒区域を定めること。 （２）打上げ時における警戒区域 打上げ時における警戒区域は、少なくとも、次の地上安全及び飛行安全に係る警戒区域のうち、いずれかに含まれる区域のすべてとする。 【地上安全に係る警戒区域】 少なくとも、爆風、飛散物、ガス、ファイアボールによる放射熱等を考慮したものであること。 【飛行安全に係る警戒区域】 次に掲げる事項を考慮したものであること。 （ア）打上げ施設の周辺における次による被害の発生を防止し得ること。 ① 落下物の衝突 ② 飛行中に爆発する場合における爆風 ③ 固体推進薬が地面等に落下及び衝突し爆発（二次爆発）するおそれがある場合における、二次爆発による爆風及び二次破片飛散 ④ 搭載推進薬の流出及び拡散						ないこと。干渉が予想される場合には、当該国の合意を得ること。 - 推力飛行中の<u>宇宙ロケット</u>が突然推力停止の状態に陥った場合に予測される落下点の軌跡（落下予測点軌跡）の分散域については、人口稠密地域から可能な限り離れて通過するよう飛行経路を設定するとともに、異常事態が発生した場合においても、飛行経路及び打上げ施設の周辺に対するリスクが国際標準又は各国宇宙機関等が定める基準の水準と同等以下となるよう、必要な対策を講ずること。 <u>10</u> 警戒区域の設定及び<u>関係者以外</u>の者の進入防止体制の構築 - 打上げに係る作業期間中の各段階に応じて、打上げ施設の周辺の状況を踏まえて警戒区域を設定し、<u>関係者以外</u>の者の立入規制を行うこと。 （１）整備作業期間における警戒区域 <u>宇宙ロケット</u>組立時等の各段階について、事故等の影響を最小限にするため、警戒区域を定めること。 （２）打上げ時における警戒区域 打上げ時における警戒区域は、少なくとも、次の地上安全及び飛行安全に係る警戒区域のうち、いずれかに含まれる区域のすべてとする。 【地上安全に係る警戒区域】 少なくとも、爆風、飛散物、ガス、ファイアボールによる放射熱等の影響を考慮したものであること。 【飛行安全に係る警戒区域】 次に掲げる事項を考慮したものであること。 （ア）打上げ施設の周辺における次による被害の発生を防止し得ること。 ① 落下物の衝突 ② 飛行中に爆発する場合における爆風 ③ 固体推進薬が地面等に落下及び衝突し爆発（二次爆発）するおそれがある場合における、二次爆発による爆風及び二次破片飛散 ④ 搭載推進薬の流出及び拡散		
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

			(イ) さらに、打上げ施設の周辺の海域に関しては、発射直後の飛行中断に伴う破片の落下分散を評価し、破片の落下による船舶等の被害を可能な限り防止すること。 <u>7</u> 自然災害等による警報発令時の対策 ・荒天、襲雷、地震等について警報が発令された場合等における対策を定めること。 <u>8</u> 航空機や船舶等への事前通報 ・打上げ作業期間中の航空機及び船舶等の安全を確保するため、関係機関への連絡手段等を定めること。 <u>9</u> 適切な打上げ日時の設定 ・打上げに際し、軌道上において活動する者の生命の安全を確保するため、軌道上の国際宇宙ステーション及び有人宇宙船との衝突を回避する打上げ日時を定めること。 <u>10</u> 搭載される人工衛星を考慮した飛行能力 ・ロケットの飛行能力が、予定の軌道に人工衛星を投入できるものであること。 ・ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する機能を構成する重要なシステム等が、搭載される人工衛星によって重大な支障を生じないこと。 <u>11</u> 気象状況を踏まえた飛行成立性の確認 ・打上げの直前において、気象条件の影響によって計画した飛行経路及び落下予想区域を逸脱しないことを確認すること。 ・飛行経路上の雷の発生可能性等を把握することにより、雷による機器の故障等、第三者損害を生じ得る事態を回避すること。 <u>12</u> 警戒区域解除前の第三者損害発生の防止 ・打上げ作業期間中において、必要な場合は作業の停止を行うことを含め安全上の措置を講ずること。 <u>13</u> 飛行安全管理の実施 ・ロケットが故障した場合の落下物に対する安全を確保するため、飛行中の状態監視を行い、必要な場合には飛行の中断を安全に行うことができるよう措置を講ず					(イ) さらに、打上げ施設の周辺の海域に関しては、発射直後の飛行中断に伴う破片の落下分散を評価し、破片の落下による船舶等の被害を可能な限り防止すること。 <u>11</u> 自然災害等の対策 ・荒天、襲雷、地震等の自然災害等に対する対策及びその対策を実施する条件を定めること。 <u>12</u> 航空機や船舶等への事前通報 ・打上げ作業期間中の航空機及び船舶等の安全を確保するため、関係機関への連絡手段等を定めること。 <u>13</u> 気象状況を踏まえた飛行成立性の確認等 ・打上げの直前において、気象条件の影響によって計画した飛行経路及び落下予想区域を逸脱しないことを確認すること。 ・飛行経路上の雷の発生可能性等を把握することにより、雷による機器の故障等、第三者損害が生じ得る事態を回避すること。 <u>14</u> 警戒区域解除前の第三者損害発生の防止 ・打上げ作業期間中において、必要な場合は作業の停止を行うことを含め安全上の措置を講ずること。		
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

			渉するおそれのある軌道で打上げを終了した<u>ロケット</u>の軌道投入段は、その位置、姿勢及び状態を制御することにより、軌道寿命が短い軌道に移動させるか、地上の被害を防ぐ方法で再突入して処分すること。 ・可能であれば、<u>ロケット</u>の軌道投入段と地球同期軌道域（静止軌道高度 35,786km±200km かつ緯度±15 度以内）との永久的あるいは周期的接触を避けること。				渉するおそれのある軌道で打上げを終了した<u>宇宙ロケット</u>の軌道投入段は、その位置、姿勢及び状態を制御することにより、軌道寿命が短い軌道に移動させるか、地上の被害を防ぐ方法で地球に落下させて処分すること。 ・可能であれば、<u>宇宙ロケット</u>の軌道投入段と地球同期軌道域（静止軌道高度 35,786km±200km かつ緯度±15 度以内）との永久的あるいは周期的接触を避けること。 <u>18 適切な打上げ日時及び分離の方法の設定</u> ・打上げに際し、軌道上において活動する者の生命の安全を確保するため、軌道上の宇宙ステーションその他の有人宇宙船を含む他の物体との衝突を回避する打上げ日時並びに人工衛星等を分離する場合にあっては、<u>当該分離の際の宇宙ロケットの速度及び高度の設定、分離の際に他の軌道上の宇宙ステーションその他の有人宇宙船を含む他の物体との離隔距離を確保する方法その他の分離の方法</u>を定めること。		
			<u>18 ロケット打上げ計画を実行する体制の構築</u> ・上記 1 から 17 に掲げる事項を確実に遂行するため、以下のとおり、適切な体制を整備すること。 －安全組織及び業務 専ら安全確保に責任を有する組織を整備し、これが緊密な通信手段により有機的に機能するように措置を講ずるとともに、安全上のあらゆる問題点について、打上げの責任者まで報告される体制を確立すること。 －安全教育訓練の実施 打上げに携わる者への安全教育・訓練を実施するとともに、安全確保に係る事項の周知徹底を図ること。 －緊急事態への対応 打上げ作業期間中に事故が発生した場合等の緊急事態等に的確に即応するための体制を確立すること。				<u>19 ロケット打上げ計画を実行する体制の構築</u> ・上記 1 から 18 に掲げる事項を確実に遂行するため、以下のとおり、適切な体制を整備すること。 －安全組織及び業務 専ら安全確保に責任を有する組織を整備し、これが緊密な通信手段により有機的に機能するように措置を講ずるとともに、安全上のあらゆる問題点について、打上げの責任者まで報告される体制を確立すること。 －安全教育訓練の実施 打上げに携わる者への安全教育・訓練を実施するとともに、安全確保に係る事項の周知徹底を図ること。 －緊急事態への対応 打上げ作業期間中に事故が発生した場合等の緊急事態等に的確に即応するための体制を確立すること。		
変更の許可	法第 7 条第 1 項	法第 6 条第 1 号から <u>第 4 号</u> に規定する基準に準ずる。		変更の程度によるため設定	変更の許可	法第 7 条第 1 項	法第 6 条第 1 号から <u>第 5 号</u> に規定する基準に準ずる。		変更の程度によるため設定

				しない					しない	
承継の認可	法第 10 条第 1 項 譲渡及び譲受け 法第 10 条第 2 項 合併 法第 10 条第 3 項 分割	法第 6 条第 3 号 ロケット打上げ計画を実行する能力に係る部分に限る	「ロケット打上げ計画及び当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力」のうち、「18 ロケット打上げ計画を実行する体制の構築」の審査基準に同じ。	1 箇月	承継の認可	法第 10 条第 1 項 譲渡及び譲受け 法第 10 条第 2 項 合併 法第 10 条第 3 項 分割	法第 6 条第 5 号 ロケット打上げ計画を実行する能力に係る部分に限る	「ロケット打上げ計画及び当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力」のうち、「19 ロケット打上げ計画を実行する体制の構築」の審査基準に同じ。	1 箇月	
〔人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定関係〕					〔宇宙ロケットの設計の確認関係〕					宇宙活動法の名称の変更に伴うもの
項目	条項	審査基準		標準処理期間	項目	条項	審査基準		標準処理期間	
ロケットの型式認定	法第 13 条第 1 項	法第 6 条第 1 号 <u>人工衛星の打上げ用ロケットの設計</u>	1 飛行能力（ <u>府令第 7 条第 1 号</u> ） ・打上げを行うことができる飛行能力を備えた設計であるとともに、当該設計の検証がなされていること。 2 <u>着火装置等の安全要求（府令第 7 条第 2 号）</u> （新設） ・2 つの故障等のいかなる組合せに対しても、 <u>ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保できる措置が講じられているものであること</u> 。なお、当該措置は、打上げ施設での措置を含めてもよい。 ・講じられている措置のうち、2 以上の措置は常に状態を把握できるものであること。 ・雷の迷走電流等による火工品の不慮着火を防ぐために必要な対策が講じられているものであること。 ・周囲の電磁波等の影響によって、容易に故障等を生じない対策が講じられているものであること。	4 箇月 ～ 6 箇月	<u>宇宙ロケットの設計の確認</u>	法第 13 条第 1 項	法第 6 条第 2 号 <u>宇宙ロケットの設計</u>	1 飛行能力（ <u>規則第 7 条第 1 号</u> ） ・ <u>飛行経路設定における安全上の制約等を踏まえた打上げを行うことができる飛行能力を備えた設計であるとともに、当該設計の検証がなされていること</u> 。 2 <u>安全上重大なシステムの安全要求（規則第 7 条第 2 号）</u> ・ <u>ハザード解析その他のリスク分析を用いて、安全上重大なシステムが識別されていること</u> 。 ・2 つの故障等のいかなる組合せに対しても、 <u>宇宙ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保できる措置が講じられているものであること</u> 。なお、当該措置は、打上げ施設での措置を含めてもよい。 ・講じられている措置のうち、2 以上の措置は常に状態を把握できるものであること。 ・雷の迷走電流等による火工品の不慮着火を防ぐために必要な対策が講じられているものであること。 ・周囲の電磁波等の影響によって、容易に故障等を生じない対策が講じられているものであること。 ・ソフトウェアを用いた制御系が関与する場合は、 <u>単 </u>	4 箇月 ～ 6 箇月	

			3 飛行安全管制のための機能（<u>府令第7条第3号</u>） ・<u>ロケット</u>の位置、姿勢及び状態を示す信号を送信する機能を有するものであること。 4 飛行中断機能（<u>府令第7条第4号</u>） ・<u>ロケット</u>の飛行中断措置を講ずるために必要な信号を受信する機能及び飛行中断等の機能を有するものであること。また、今後想定される具体的なロケット打上げ計画に沿って安全確保に関する評価を行い、飛行経路及び打上げ施設の周辺に対するリスクが国際標準又は各国宇宙機関等が定める基準の水準と同等以下であるとともに、あらかじめ定めた落下限界線を超えることを防止できること。 ・他の方法による場合（信号を受信しない場合にシーケンス停止する方法等を含む）においても、飛行経路及び打上げ施設の周辺に対するリスクが国際標準又は各国宇宙機関等が定める基準の水準と同等以下であるとともに、あらかじめ定めた落下限界線を超えることを防止できること。 （新設） 5 <u>重要なシステム等の信頼性及び冗長性</u>（<u>府令第7条第5号</u>） ・<u>ロケット</u>の飛行中断措置により飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する機能を構成する<u>重要なシステム等</u>については、95%の信頼水準又は同等の水準で信頼性が0.999以上であり、故障等があっても機能するよう多重化が施されているものであること。				<u>一故障で冗長系を同時に喪失しないような設計とすること。</u> 3 飛行安全管制のための機能（<u>規則第7条第3号</u>） ・<u>宇宙ロケット</u>の位置、姿勢及び状態を示す信号を<u>直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して</u>送信する機能を有するものであること。 4 飛行中断機能（<u>規則第7条第4号</u>） ・<u>宇宙ロケット</u>の飛行中断措置を講ずるために必要な信号を<u>直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して</u>受信する機能及び飛行中断等の機能を有するものであること。また、今後想定される具体的なロケット打上げ計画に沿って安全確保に関する評価を行い、飛行経路及び打上げ施設の周辺に対するリスクが国際標準又は各国宇宙機関等が定める基準の水準と同等以下であるとともに、あらかじめ定めた落下限界線を超えることを防止できること。 ・他の方法による場合（信号を<u>直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して</u>受信しない場合にシーケンス停止する方法等を含む）においても、飛行経路及び打上げ施設の周辺に対するリスクが国際標準又は各国宇宙機関等が定める基準の水準と同等以下であるとともに、あらかじめ定めた落下限界線を超えることを防止できること。 ・<u>飛行計画の成立上、やむを得ない場合において、ロケットの飛行中断により安全を確保することができない飛行フェーズにおいては、他の飛行フェーズと同等の安全性を確保すること。</u> 5 <u>飛行中断システムの安全要求</u>（<u>規則第7条第5号</u>） ・<u>宇宙ロケット</u>の飛行中断措置により飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する機能を構成する<u>飛行中断システム</u>については、95%の信頼水準又は同等の水準で信頼性が0.999以上であり、故障等があっても機能するよう多重化が施されているものであること。 ・<u>飛行中断システムにソフトウェアを用いた制御系が関与する場合は、単一故障で冗長系を同時に喪失しないような設計とすること。</u>		
--	--	--	---	--	--	--	---	--	--

			6 人工衛星等の分離に係る軌道上デブリ発生の抑制（府令第7条第6号） ・<u>ロケット</u>の段間分離機構、<u>人工衛星分離機構</u>等の動作に際し、なるべく破片等が飛散しない構造であること。ただし、<u>複数衛星</u>を打ち上げる際に放出せざるをえない<u>衛星支持構造物</u>はこの限りでない。 7 <u>ロケット</u>軌道投入段に係る軌道上デブリ発生の抑制（府令第7条第7号） ・<u>ロケット</u>の軌道投入段について、指令破壊用火工品の誤作動防止措置が講じられているものであること。 ・推進薬が液体燃料である<u>ロケット</u>にあつては、なるべく残留推進薬、残留ガス等を排出する機能を有するものであるとともに、排出が完了しない場合にも破砕することがないよう、内圧上昇に対して安全弁の設置等の措置が講じられているものであること。				6 人工衛星等の分離に係る軌道上デブリ発生の抑制（規則第7条第6号） ・<u>宇宙ロケット</u>に人工衛星等が搭載される場合には、<u>宇宙ロケット</u>の段間分離機構、<u>人工衛星等の分離機構</u>等の動作に際し、なるべく破片等が飛散しない構造であること。ただし、複数の<u>人工衛星等</u>を打ち上げる際に放出せざるをえない<u>人工衛星等の支持構造物</u>はこの限りでない。 7 <u>宇宙ロケット</u>の軌道投入段に係る軌道上デブリ発生の抑制（規則第7条第7号） ・<u>宇宙ロケット</u>の軌道投入段について、指令破壊用火工品の誤作動防止措置が講じられているものであること。 ・推進薬が液体燃料である<u>宇宙ロケット</u>にあつては、なるべく残留推進薬、残留ガス等を排出する機能を有するものであるとともに、排出が完了しない場合にも破砕することがないよう、内圧上昇に対して安全弁の設置等の措置が講じられているものであること。			
変更の認定	法第14条第1項	法第6条第1号に規定する基準に準ずる。		変更の程度によるため設定しない	変更の認定	法第14条第1項	法第6条第2号に規定する基準に準ずる。		変更の程度によるため設定しない	
〔打上げ施設の適合認定関係〕					〔打上げ施設の適合認定関係〕					
〔打上げ施設の適合認定関係〕					〔打上げ施設の適合認定関係〕					宇宙活動法の名称の変更に伴うもの
項目	条項	審査基準		標準処理期間	項目	条項	審査基準		標準処理期間	
打上げ施設の適合認定	法第16条第1項	法第6条第2号 打上げ施設	1 警戒区域の確保及び<u>第三者</u>の進入防止対策等（府令第8条第1号） ・打上げに係る作業期間中の各段階に応じた適切な警戒区域を確保できる場所であること。 ・打上げに係る保安上重要な設備、装置及び情報等について、セキュリティ対策に努めること。 2 発射装置の設置（府令第8条第2号） ・打上げ施設に、<u>ロケット</u>に適合した常設又は可搬の発射装置を備えることができること。 ・当該発射装置は、<u>ロケット</u>の飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する適切な発射を行うことが	1箇月～3箇月	打上げ施設の適合認定	法第16条第1項	法第6条第3号 打上げ施設	1 警戒区域の確保及び<u>関係者以外の者</u>の進入防止対策等（規則第8条第1号） ・打上げに係る作業期間中の各段階に応じた適切な警戒区域を確保できる場所であること。 ・打上げに係る保安上重要な設備、装置及び情報等について、セキュリティ対策に努めること。 2 発射装置の設置（規則第8条第2号） ・打上げ施設に、<u>宇宙ロケット</u>に適合した常設又は可搬の発射装置を備えていること。 ・当該発射装置は、<u>宇宙ロケット</u>の飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保した適切な発射を行うこ	1箇月～3箇月	

			できるものであること。 3 <u>着火装置等の安全要求（府令第8条第3号）</u> （新設） ・2つの故障等のいかなる組合せに対しても、<u>ロケット</u>の飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保できる措置が講じられていること。なお、当該措置は、<u>ロケット</u>での措置を含めてもよい。 ・講じられている措置のうち、2以上の措置は常に状態を把握できること。 ・雷の迷走電流等による火工品の不慮着火を防ぐために必要な対策が講じられていること。 ・周囲の電磁波等の影響によって、容易に故障等を生じない対策が講じられていること。 （新設） 4 飛行安全管理のための無線設備（<u>府令第8条第4号</u>） ・<u>ロケット</u>の位置、姿勢及び状態を示す信号を電磁波その他を利用して受信する方法により把握する機能を有する常設又は可搬の無線設備を打上げ施設に<u>備えることができる</u>こと。ただし、当該機能を有する無線設備を備えるその他の場所を使用する場合は、この限りでない。 ・<u>ロケットの飛行中断措置の方法が信号を受信することにより行う場合においては、当該飛行中断措置を講ずるために必要な信号を、直接若しくは他の無線設備を経由してロケットの無線設備に送信する機能を有する常設又は可搬の無線設備を打上げ施設に備えることができる</u>こと。ただし、<u>当該機能を有する無線設備を備えるその他の場所を使用する場合は、この限りでない。</u> 5 <u>重要なシステム等の信頼性及び冗長性（府令第8条第5号）</u> ・<u>ロケットの飛行中断措置により飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する機能を構成する重要なシステム等</u>については、95%の信頼水準又は同等の水準で信頼性が0.999以上であり、故障等があっても					とができるものであること。 3 <u>安全上重大なシステムの安全要求（規則第8条第3号）</u> ・<u>ハザード解析その他のリスク分析を用いて、安全上重大なシステムを識別すること。</u> ・2つの故障等又のいかなる組合せに対しても、<u>宇宙ロケット</u>の飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保できる措置が講じられていること。なお、当該措置は、<u>宇宙ロケット</u>での措置を含めてもよい。 ・講じられている措置のうち、2以上の措置は常に状態を把握できること。 ・雷の迷走電流等による火工品の不慮着火を防ぐために必要な対策が講じられていること。 ・周囲の電磁波等の影響によって、容易に故障等を生じない対策が講じられていること。 ・<u>ソフトウェアを用いた制御系が関与する場合は、単一故障で冗長系を同時に喪失しないような設計とすること。</u> 4 飛行安全管理のための無線設備（<u>規則第8条第4号</u>） ・<u>宇宙ロケットに備えられた無線設備から送信された当該宇宙ロケットの位置、姿勢及び状態を示す信号を直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して受信する方法によりその位置、姿勢及び状態を把握する機能を有する常設又は可搬の無線設備を打上げ施設に備えていること。</u> ・飛行中断措置を講ずるために必要な信号を<u>宇宙ロケットの無線設備に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する常設又は可搬の無線設備を打上げ施設に備えていること。</u>ただし、<u>飛行中断措置を講ずるために当該無線設備を用いない場合は、この限りでない。</u> 5 <u>飛行中断システムの安全要求（規則第8条第5号）</u> ・<u>宇宙ロケットの飛行中断措置により飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する機能を構成する打上げ施設に備えられた飛行中断システム</u>については、95%の信頼水準又は同等の水準で信頼性が0.999		
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

			機能するよう多重化が施されていること。 (新設)				以上であり、故障等があっても機能するよう多重化が施されていること。 ・飛行中断システムにソフトウェアを用いた制御系が関与する場合は、単一故障で冗長系を同時に喪失しないような設計とすること。									
変更の 認定	法第 17 条 第 1 項	法第 6 条第 2 号に規定する基準に準ずる。			変更の程 度による ため設定 しない	変更の 認定	法第 17 条 第 1 項	法第 6 条第 3 号に規定する基準に準ずる。	変更の程 度による ため設定 しない							
(新設)					〔搭載前人工衛星等の適合認定関係〕					宇宙活動法の改正に伴うもの						
					<table><tr><th>項目</th><th>条項</th><th colspan="2">審査基準</th><th>標準処理 期間</th></tr><tr><td>搭載前 人工衛 星等の 適合認 定</td><td>法第 18 条 の 2 第 1 項</td><td>法第 18 条 の 2 第 3 項 搭載前人 工衛星等 の構造</td><td>(法第 6 条第 4 号ロ) 1 分離又は結合時の他の人工衛星等への悪影響防止の仕組み（規則第 8 条の 2 第 1 号） ・搭載前人工衛星等を構成する機器又は部品を分離するときは、有人宇宙船を含む他の人工衛星等に悪影響を及ぼさないよう、適切な軌道への投入等ができる構造であること。 ・宇宙ロケット又は他の人工衛星等の全部又は一部に結合するときは、他の人工衛星等に悪影響を及ぼさないよう、搭載前人工衛星等を構成する機器及び部品（以下「機器等」という。）の離脱や飛散の防止等ができる構造であること。 2 地球を回る軌道に投入する搭載前人工衛星等（規則第 8 条の 2 第 2 号） (1) 意図しない物体放出防止の仕組み（規則第 8 条の 2 第 1 号イ） ① 搭載前人工衛星等を構成する機器等が容易に離脱、飛散しない構造であること。 ② 搭載前人工衛星等の分離展開機構等の動作時においても、容易に機器等が飛散しない構造であること。 ③ 火工品等による燃焼生成物の放出については、必要最小限となるように配慮した構造であること。 (2) 異常時の破砕防止の仕組み（規則第 8 条の 2 第</td><td>15 日 ～ 3 箇月</td></tr></table>	項目	条項	審査基準		標準処理 期間	搭載前 人工衛 星等の 適合認 定	法第 18 条 の 2 第 1 項	法第 18 条 の 2 第 3 項 搭載前人 工衛星等 の構造	(法第 6 条第 4 号ロ) 1 分離又は結合時の他の人工衛星等への悪影響防止の仕組み（規則第 8 条の 2 第 1 号） ・搭載前人工衛星等を構成する機器又は部品を分離するときは、有人宇宙船を含む他の人工衛星等に悪影響を及ぼさないよう、適切な軌道への投入等ができる構造であること。 ・宇宙ロケット又は他の人工衛星等の全部又は一部に結合するときは、他の人工衛星等に悪影響を及ぼさないよう、搭載前人工衛星等を構成する機器及び部品（以下「機器等」という。）の離脱や飛散の防止等ができる構造であること。 2 地球を回る軌道に投入する搭載前人工衛星等（規則第 8 条の 2 第 2 号） (1) 意図しない物体放出防止の仕組み（規則第 8 条の 2 第 1 号イ） ① 搭載前人工衛星等を構成する機器等が容易に離脱、飛散しない構造であること。 ② 搭載前人工衛星等の分離展開機構等の動作時においても、容易に機器等が飛散しない構造であること。 ③ 火工品等による燃焼生成物の放出については、必要最小限となるように配慮した構造であること。 (2) 異常時の破砕防止の仕組み（規則第 8 条の 2 第	15 日 ～ 3 箇月	
項目	条項	審査基準		標準処理 期間												
搭載前 人工衛 星等の 適合認 定	法第 18 条 の 2 第 1 項	法第 18 条 の 2 第 3 項 搭載前人 工衛星等 の構造	(法第 6 条第 4 号ロ) 1 分離又は結合時の他の人工衛星等への悪影響防止の仕組み（規則第 8 条の 2 第 1 号） ・搭載前人工衛星等を構成する機器又は部品を分離するときは、有人宇宙船を含む他の人工衛星等に悪影響を及ぼさないよう、適切な軌道への投入等ができる構造であること。 ・宇宙ロケット又は他の人工衛星等の全部又は一部に結合するときは、他の人工衛星等に悪影響を及ぼさないよう、搭載前人工衛星等を構成する機器及び部品（以下「機器等」という。）の離脱や飛散の防止等ができる構造であること。 2 地球を回る軌道に投入する搭載前人工衛星等（規則第 8 条の 2 第 2 号） (1) 意図しない物体放出防止の仕組み（規則第 8 条の 2 第 1 号イ） ① 搭載前人工衛星等を構成する機器等が容易に離脱、飛散しない構造であること。 ② 搭載前人工衛星等の分離展開機構等の動作時においても、容易に機器等が飛散しない構造であること。 ③ 火工品等による燃焼生成物の放出については、必要最小限となるように配慮した構造であること。 (2) 異常時の破砕防止の仕組み（規則第 8 条の 2 第	15 日 ～ 3 箇月												

			1 号ロ) ・搭載前人工衛星等の破砕を生じる可能性のある残留推進薬及び電力等の残留エネルギーを排出する等の破砕を予防する機能を有する構造であること。 3 地球に落下する搭載前人工衛星等又は搭載前人工衛星等を構成する機器若しくは部品（規則第 8 条の 2 第 3 号) (1) 地球落下時の第三者損害防止の仕組み（規則第 8 条の 2 第 3 号イ) ・地球に落下する搭載前人工衛星等又は搭載前人工衛星等を構成する機器若しくは部品が完全に燃焼する構造であること、又は十分に燃焼する等の結果、着地又は着水が予想される地点に対するリスクが国際標準又は各国宇宙機関等が定める基準の水準と同等以下となる構造であること。 (2) 他の天体由来の物質による地球環境悪化の防止の仕組み（規則第 8 条の 2 第 3 号ロ) ・地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下した搭載前人工衛星等又は搭載前人工衛星等を構成する機器若しくは部品を地球に落下させて回収する場合は、地球外物質の導入から生ずる地球の環境の悪化を防止する構造であること。 4 地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下し若しくは配置する搭載前人工衛星等又は搭載前人工衛星等を構成する機器若しくは部品（規則第 8 条の 2 第 4 号) (1) 意図しない物体放出防止の仕組み及び異常時の破砕防止の仕組み（規則第 8 条の 2 第 4 号イ) ・搭載前人工衛星等の利用の目的及び方法に照らして相当の理由がある場合を除き、上記 2 を実施すること。 (2) 他の天体の環境汚染防止の仕組み（規則第 8 条の 2 第 4 号ロ) ・地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下し若しくは配置する搭載前人工衛星等又は搭載前人工衛星等を構成する機器若しくは部品にあつては、当該天体の有害な汚染を防止する構造であること。		
変更の認定	法第 18 条の 3 第 1	法第 18 条の 2 第 1 項に規定する基準に準ずる。	変更の程度による		

			<u>管理に重大な支障を及ぼさないよう、機器等の離脱や飛散の防止等ができる構造であること。</u> 3 <u>異常時の破砕防止（府令第 22 条第 3 号）</u> ・<u>人工衛星の位置、姿勢及び状態を直接若しくは他の無線設備を経由して人工衛星管理設備に送信する機能を有する構造であること。</u> ・<u>人工衛星の破砕を生じる可能性のある残留推進薬及び電力等の残留エネルギーを排出する等の破砕を予防する機能を有する構造であること。</u> 4 <u>再突入時の第三者損害の防止（府令第 22 条第 4 号）</u> ・<u>地球に落下する人工衛星又は人工衛星を構成する機器等が完全に燃焼する構造であること、又は十分に燃焼する等の結果、着地又は着水が予想される地点に対するリスクが国際標準又は各国宇宙機関等が定める基準の水準と同等以下となる構造であること。</u> 5 <u>他の天体由来の物質による地球環境悪化の防止（府令第 22 条第 5 号）</u> ・<u>地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下した人工衛星又は人工衛星を構成する機器若しくは部品を地球に落下させて回収する場合は、地球外物質の導入から生ずる地球の環境の悪化を防止する構造であること。</u> 6 <u>他の天体の環境汚染の防止（府令第 22 条第 6 号）</u> ・<u>地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下させる人工衛星又は人工衛星を構成する機器等にあつては、当該天体の有害な汚染を防止する構造であること。</u>				<u>〔搭載前人工衛星等の適合認定関係〕のうち、「搭載前人工衛星等の構造」の 2（2）の審査基準に準ずる。</u> <u>（3）地球に落下する特定人工衛星又は特定人工衛星を構成する機器若しくは部品（規則第 8 条の 2 第 3 号）</u> <u>〔搭載前人工衛星等の適合認定関係〕のうち、「搭載前人工衛星等の構造」の 3 の審査基準に準ずる。</u> <u>（4）地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下し若しくは配置する特定人工衛星又は特定人工衛星を構成する機器若しくは部品（規則第 8 条の 2 第 4 号）</u> <u>ア 意図しない物体放出防止の仕組み及び異常時の破砕防止の仕組み（規則第 8 条の 2 第 4 号イ）</u> ・<u>特定人工衛星の利用の目的及び方法に照らして相当の理由がある場合を除き、上記 2（2）を実施すること。</u> <u>イ 他の天体の環境汚染防止の仕組み（規則第 8 条の 2 第 4 号ロ）</u> <u>〔搭載前人工衛星等の適合認定関係〕のうち、「搭載前人工衛星等の構造」の 4（2）の審査基準に準ずる。</u>		
	法第 22 条第 3 号 管理計画及び当該管理計画を実行する十分な能力	1 <u>分離又は結合時の他の人工衛星の管理への干渉防止（府令第 23 条第 1 号）</u> ・<u>人工衛星を構成する機器又は部品を分離するときは、有人宇宙船を含む他の人工衛星の管理に重大な支障を及ぼさないよう、適切な軌道への投入等の措置について定めること。</u> ・他の<u>人工衛星等</u>に結合するときは、他の<u>人工衛星の管理に重大な支障</u>を及ぼさないよう、機器等の離脱や飛散の防止等の措置について定めること。				法第 22 条第 3 号 管理計画及び当該管理計画を実行する十分な能力	1 <u>分離又は結合時の他の人工衛星等への悪影響防止（規則第 23 条第 1 号）</u> ・<u>特定人工衛星を構成する機器又は部品を分離するときは、有人宇宙船を含む他の人工衛星等に悪影響を及ぼさないよう、適切な軌道への投入等の措置について定めること。</u> ・他の<u>宇宙ロケット又は人工衛星等</u>に結合するときは、有人宇宙船を含む他の<u>人工衛星等</u>に悪影響を及ぼさないよう、機器等の離脱や飛散の防止等の措置		

			2 異常時の破砕防止（<u>府令第 23 条第 2 号</u>） ・<u>人工衛星</u>の状態等の異常を検知したとき、破砕の予防措置の実施等の方法、要領等について定めること。 3 他の人工衛星等との衝突回避（<u>府令第 23 条第 3 号</u>） ・他の人工衛星等と衝突する可能性の情報把握の方法、情報を入手した場合における措置について定めること。 （新設） 4 <u>人工衛星</u>の管理を実行する体制の構築 ・上記 1 から 3 に掲げる管理計画を確実に遂行するため、以下のとおり、適切な体制を整備すること。 －管理の組織及び業務 －異常事態への対応 －セキュリティ対策の構築				について定めること。 2 異常時の破砕防止（<u>規則第 23 条第 2 号</u>） ・<u>特定人工衛星</u>の状態等の異常を検知したとき、破砕の予防措置の実施等の方法、要領等について定めること。 3 <u>宇宙ロケットの軌道投入段又は他の人工衛星等との衝突回避</u>（<u>規則第 23 条第 3 号</u>） ・<u>宇宙ロケットから分離された部分で地球を回る軌道若しくはその外に投入され、若しくは地球以外の天体上に配置されたもの又は他の人工衛星等と衝突する可能性の情報把握の方法、情報を入手した場合における措置について定めること。</u> <u>4 終了措置</u> ・<u>終了措置について定めること。</u> <u>5 特定人工衛星の管理</u>を実行する体制の構築 ・上記 1 から <u>4</u> に掲げる管理計画を確実に遂行するため、以下のとおり、適切な体制を整備すること。 －管理の組織及び業務 －異常事態への対応 －セキュリティ対策の構築		記載の適正化 法文の解釈の明確化のために新設
		法第 22 条第 4 号終了措置の内容	（法第 22 条第 4 号イの場合） ・着地又は着水が予想される地点の安全確保を図った、制御再突入を行う措置（飛行経路、着地点等）を定めること。 （法第 22 条第 4 号ロの場合） ・他の<u>人工衛星の管理</u>に支障を及ぼさない軌道へ高度を上げる措置を定めること。 （法第 22 条第 4 号ハの場合） ・<u>人工衛星</u>を地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下させることにより当該天体の環境を著しく悪化させるおそれがない措置を定めること。 （法第 22 条第 4 号ニの場合（<u>府令第 24 条</u>）） ・<u>人工衛星</u>の破砕を生じる可能性のある残留推進薬及び電力等の残留エネルギーを排出する又は破砕を発			法第 22 条第 4 号終了措置の内容	（法第 22 条第 4 号イの場合） ・<u>飛行経路及び着地</u>又は着水が予想される地点の安全確保を図った、制御再突入を行う措置（飛行経路、着地点等）を定めること。 （法第 22 条第 4 号ロの場合） ・他の<u>特定人工衛星の管理</u>に支障を及ぼさない軌道へ高度を上げる措置を定めること。 （法第 22 条第 4 号ハの場合） ・<u>特定人工衛星</u>を地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下させることにより当該天体の環境を著しく悪化させるおそれがない措置を定めること。 （法第 22 条第 4 号ニの場合（<u>規則第 24 条</u>）） ・<u>特定人工衛星</u>の破砕を生じる可能性のある残留推進薬及び電力等の残留エネルギーを排出する又は破砕		

			生させないよう措置を定めること。 ・ <u>人工衛星の管理</u> の終了に際し、保護領域については、以下の措置を定めること。 －低軌道域からは管理終了後 25 年以内に除去するよう努めること。 －地球同期軌道域からは速やかに離脱すること。				を発生させないよう措置を定めること。 ・ <u>特定人工衛星の管理</u> の終了に際し、保護領域については、以下の措置を定めること。 －低軌道域からは管理終了後 25 年以内に除去するよう努めること。 －地球同期軌道域からは速やかに離脱すること。			
変更の許可	法第 23 条第 1 項	法第 22 条第 1 号から第 4 号に規定する基準に準ずる。		変更の程度によるため設定しない	変更の許可	法第 23 条第 1 項	法第 22 条第 1 号から第 4 号までに規定する基準に準ずる。		変更の程度によるため設定しない	
承継の認可	法第 26 条第 1 項譲渡及び譲受け	法第 22 条第 3 号管理計画を実行する能力に係る部分に限る	「管理計画及び当該管理計画を実行する十分な能力」のうち、「4 人工衛星の管理を実行する体制の構築」の審査基準に同じ。	1 箇月	承継の認可	法第 26 条第 1 項譲渡及び譲受け	法第 22 条第 3 号管理計画を実行する能力に係る部分に限る	「管理計画及び当該管理計画を実行する十分な能力」のうち、「4 特定人工衛星の管理を実行する体制の構築」の審査基準に同じ。	1 箇月	
	法第 26 条第 3 項合併									
	法第 26 条第 4 項分割									
〔損害賠償担保措置の承認関係〕					〔損害賠償担保措置の承認関係〕					宇宙活動法の名称の変更に伴うもの
項目	条項	審査基準		標準処理期間	項目	条項	審査基準		標準処理期間	
損害賠償担保措置の承認	法第 9 条第 2 項	(ロケット落下等損害賠償責任保険契約（以下単に「責任保険契約」という。）及び法第 40 条第 1 項に基づくロケット落下等損害賠償補償契約（以下「特定補償契約」という。）の締結により損害賠償担保措置を講じようとする場合（ <u>府令</u> 第 9 条の 3 第 2 項第 2 号)) ・当該人工衛星等の打上げに係る責任保険契約であって、次に掲げる事項を満たすものを締結していること。 ① 当該人工衛星等の打上げに係る賠償措置額（以下単に「賠償措置額」という。）に相当する金額を当該人工衛星等の打上げにより与えたロケット落下等損害（特定ロケット落下等損害を除く）の賠償に充てることができるものであること。 ② 法第 2 条第 9 号に則したものであること。 ③ その他、本法で定める人工衛星等の落下等により生じる損害の賠償に関する制度に反する条件等が定められていないこと。		責任保険契約の内容が特定補償契約を締結した時から変更されていない場合：15 日 その他の場合：変更の内容によるため設定しない	損害賠償担保措置の承認	法第 9 条第 2 項	(ロケット落下等損害賠償責任保険契約（以下単に「責任保険契約」という。）及び法第 40 条第 1 項に基づくロケット落下等損害賠償補償契約（以下「特定補償契約」という。）の締結により損害賠償担保措置を講じようとする場合（ <u>規則</u> 第 9 条の 3 第 2 項第 2 号)) ・当該宇宙ロケットの打上げに係る責任保険契約であって、次に掲げる事項を満たすものを締結していること。 ① 当該宇宙ロケットの打上げに係る賠償措置額（以下単に「賠償措置額」という。）に相当する金額を当該宇宙ロケットの打上げにより与えたロケット落下等損害（特定ロケット落下等損害を除く）の賠償に充てることができるものであること。 ② 法第 2 条第 12 号に則したものであること。 ③ その他、本法で定める宇宙ロケット又は人工衛星等の落下等により生じる損害の賠償に関する制度に反する条件等が定められていないこと。		責任保険契約の内容が特定補償契約を締結した時から変更されていない場合：15 日 その他の場合：変更の内容によるため設定しない	

		(供託により損害賠償担保措置を講じようとする場合（<u>府令第9条の3第2項第3号</u>）） 当該<u>人工衛星等の打上げ</u>により与えたロケット落下等損害の賠償に充てるものとして、賠償措置額に相当する金額以上の供託を適正に行っていること。	15日～1箇月			(供託により損害賠償担保措置を講じようとする場合（<u>規則第9条の3第2項第3号</u>）） 当該<u>宇宙ロケットの打上げ</u>により与えたロケット落下等損害の賠償に充てるものとして、賠償措置額に相当する金額以上の供託を適正に行っていること。	15日～1箇月	
		(責任保険契約及び特定補償契約の締結又は供託に相当する措置により損害賠償担保措置を講じようとする場合（<u>府令第9条の3第2項第4号</u>）） - 責任保険契約及び特定補償契約の締結又は供託に相当する措置であって、次に掲げる事項を満たすものを適正に講じていること。 ① 賠償措置額に相当する金額を当該<u>人工衛星等の打上げ</u>により与えたロケット落下等損害の賠償に充てることができるものであること。 ② その他、本法で定める人工衛星等の落下等により生じる損害の賠償に関する制度に反する条件等が定められていないこと。	1箇月～3箇月			(責任保険契約及び特定補償契約の締結又は供託に相当する措置により損害賠償担保措置を講じようとする場合（<u>規則第9条の3第2項第4号</u>）） - 責任保険契約及び特定補償契約の締結又は供託に相当する措置であって、次に掲げる事項を満たすものを適正に講じていること。 ① 賠償措置額に相当する金額を当該<u>宇宙ロケットの打上げ</u>により与えたロケット落下等損害の賠償に充てることができるものであること。 ② その他、本法で定める<u>宇宙ロケット又は人工衛星等の落下等</u>により生じる損害の賠償に関する制度に反する条件等が定められていないこと。	1箇月～3箇月	
変更の承認	<u>府令第9条の4第1項</u>	損害賠償担保措置の承認に係る審査基準に準ずる。	変更の内容によるため設定しない	変更の承認	<u>規則第9条の4第1項</u>	損害賠償担保措置の承認に係る審査基準に準ずる。	変更の内容によるため設定しない	
承継の認可	法第10条第2項 法第10条第3項 分割	(責任保険契約及び特定補償契約の締結により損害賠償担保措置を講じている場合（<u>府令第10条第4項第1号</u>）） - 当該契約の権利義務が承継されること。 (供託により損害賠償担保措置を講じている場合（<u>府令第10条第4項第2号</u>）） - 当該供託に係る供託者の権利が承継されること。 (相当措置により損害賠償担保措置を講じている場合（<u>府令第10条第4項第3号</u>）） - 当該措置の権利義務が承継されること。	1箇月	承継の認可	法第10条第2項 法第10条第3項 分割	(責任保険契約及び特定補償契約の締結により損害賠償担保措置を講じている場合（<u>規則第10条第4項第1号</u>）） - 当該契約の権利義務が承継されること。 (供託により損害賠償担保措置を講じている場合（<u>規則第10条第4項第2号</u>）） - 当該供託に係る供託者の権利が承継されること。 (相当措置により損害賠償担保措置を講じている場合（<u>規則第10条第4項第3号</u>）） - 当該措置の権利義務が承継されること。	1箇月	